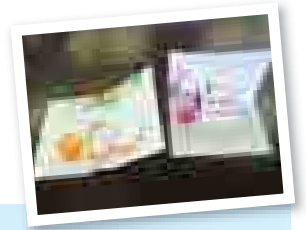


手づくりしかけ絵本教室を開催します

日時●8月2日(出) 午後1時30分～午後4時
 会場●美郷町中央ふれあい館
 対象者●小学生以下（小学校2年生以下は、保護者の方と一緒に参加してください。）

定員●30名
 参加料●無料（材料や道具は用意しています。）
 申込期限●7月30日(休)



申・問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

総務課

不用となる公用車を売却します

売却物件●除雪トラック1台
 展示日時●7月18日(金) 午前9時～正午
 展示場所●美郷町中央除雪センター
 入札日時●7月24日(休) 午前9時～
 ※入札に参加する場合は事前に登録が必要です。
 入札場所●役場2階第1会議室
 参加資格●美郷町民で、町税および公共料金を未納していない方
 注意事項●名義変更に係る費用は、購入者負担です。

車名	ニッサン 除雪トラック
車種・形状	道路作業車(7tトラック)
型式	P-CF46G改
初年度登録	平成元年12月
車検満了日	平成27年12月6日
走行距離	73,071km
使用時間	34,800時間

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

企画財政課

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体が行う事業の一部を助成します

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています。対象事業と補助金額は次のとおりです。
 ※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。

申込方法●事業を行う2週間前までに、次のいずれかの窓口に申請書を提出してください。
 ・役場企画財政課企画財政班
 ・六郷出張所、仙南出張所
 ※申請書は各窓口に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

対象事業	補助金額
地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)	事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限5万円)
行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業	事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限30万円) ※ただし、過去3回補助金の交付を受けた事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限10万円)

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

ご記入はお済みですか

「平成26年経済センサス-基礎調査」
「平成26年商業統計調査」

7月1日現在で経済センサス-基礎調査、商業統計調査を実施しています。調査対象である事業所および企業

の皆さまにはご協力いただきありがとうございます。
 記入していただいた調査票は、調査員証を携行した調査員が受け取りに伺いますのでお渡しください。調査票を提出する前に、記入漏れがないか再度ご確認をお願いします。
 なお、ご不明な点については下記までお問い合わせください。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

「6次産業化研修会」を開催します

6次産業化とは、農産物の生産者（1次産業）が加工（2次産業）、販売（3次産業）サービスにも主体的に取り組むことにより、農林水産業に新たな付加価値を創出することです。美郷町ではさまざまな「地域資源」を活用して町農業における雇用を確保し、所得を向上させることを目的に、6次産業化を推進しています。

6次産業化への取り組みにかかる研修会を開催しますので、ぜひご参加ください。

日時 ●7月26日(出) 午後2時～午後3時30分
会場 ●美郷町中央ふれあい館（旧清水苑）ホール
対象者 ●美郷町内の農業者、美郷町内で農産物の加工や直売に取り組んでいる方など
内容 ●6次産業化への取り組みや、町内・町外における先進事例の紹介など
申込方法 ●参加者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記してFAX送信していただくか、電話でお申し込みください。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908 FAX 0187(85)3886

ナラ枯れ被害を防止するため情報提供をお願いします

美郷町では、みずほの里ロード東側の森林の大部分にナラ林が存在します。森林を眺めたときに、少しでも赤くなっている木を発見したり、「ちょっとおかしいな」と思ったときは遠慮なくご連絡ください。結果的に「ナラ枯れ被害」でなくとも、その繰り返しが「早期発見」につながり被害を最小限に留めることとなりますので、ご協力をお願いします。



被害を受けた
ナラ林

ナラ枯れとは？

広葉樹（ナラ林）がカシノナガキクイムシ（成虫）によって次々と枯死していく「樹木の伝染病」です。被害が拡大すると森林景観が大きく損なわれたり、きのこ栽培、家具材などに利用される木材資源が減少します。さらに、森林の水源涵養や土砂災害の防止等の機能が低下します。

※赤くなっている部分が被害を受けたナラ林

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

農業委員会

農地転用には許可が必要です

農地転用とは、農地の区画形質に変更を加えて、住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。農地転用には許可が必要です。

また、農業振興地域内の農地等（農用地区域）を転用

する場合は、農用地区域からの除外の手続きも必要になります。

転用についての手続きや疑問は、町農業委員会までご相談ください。

Q：なぜ、許可が必要？

A：農地は、人々の生存にかかせない食料の大切な生産基盤です。特に、耕地面積が狭いうえに人口が多い我が国は、食糧自給力も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。地目が農地であれば、全ての農地が転用許可の対象になります。

Q：一時的な転用は？

A：農地を一時的な資材置き場、作業現場事務所・宿舍、砂利・土採取場などとして利用する場合も転用に該当するため、届け出が必要です。

Q：畦畔はずし（複数枚の田んぼを一枚に整備）の場合？

A：形状変更の届け出が必要です。

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913